

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 最終的な調整結果

整理番号	60	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	60)			提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

自動車登録手続へのマイナンバーの活用等

提案団体

埼玉県、東京都

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

令和5年6月9日に公布されたマイナンバー法等の一部改正法に規定されている変更登録だけでなく新規登録など全ての自動車登録手続におけるマイナンバーの活用を早期に実現すること。
自動車税の課税のために国土交通省から提供される自動車登録ファイルの情報にマイナンバーを追加することにより、都道府県が抹消登録等に伴う自動車税(種別割)の還付手続において、公金受取口座を活用できるようにすることを求める。

具体的な支障事例

現状では、自動車の抹消登録手続等により自動車税(種別割)に還付が生じた場合、納税者は都道府県が送付する送金通知書を金融機関の窓口を持参して受け取る必要がある。
これは自動車税の課税のために国土交通省から提供される自動車登録ファイルの情報にマイナンバーが紐づいていないことなどにより、都道府県では、口座情報が把握できないためである。
納税者の利便性を向上させるため、全ての自動車登録手続へのマイナンバーの活用を早期に実現し、自動車税の還付においても公金受取口座の活用を進めるべきである。
※当県における令和4年度自動車税(種別割)還付金実績:約 17 万件、約 29 億円

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

自動車税については、現状、納税者が送金通知書を金融機関に持参して還付金を受け取らなければならないことから、不便だとの声を多くいただいている。
また、金融機関においても令和5年 11 月には手形交換所が廃止され、電子交換所に移行するなど DX の取組が加速しており、都道府県が送付する送金通知書による還付金の支払業務の負担が大きいとの意見をいただいている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

提案の実現により、県民の負担軽減・利便性向上及び行政事務の効率化につながる。
また、将来予定されている納税通知書の電子化には課税情報とマイナンバーの紐付けは必要不可欠であり、それに向けた紐付け作業の効率化に寄与できる。
当取組については、既存課税実績に係る紐付け作業の効率化に向けた対応が依然として残るものの、デジタル社会の基盤として個人番号(マイナンバー)を活用する国の方針にも合致している。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）による改正後の行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、別表1、道路運送車両法第22条第1項、第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県、秋田県、茨城県、群馬県、千葉県、神奈川県、島根県、鹿児島市

○当県における自動車税種別割隔地払件数：12,000～13,000件／年

各府省からの第1次回答

自動車登録ファイルに記載されている事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第22条第1項の規定により何人も交付を請求できるものであり、特定個人情報であるマイナンバーをその中に含めることは適切ではないと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、マイナンバーをはじめとするデジタル共通基盤に係る取組の強化・加速という国の方針にも合致するものであり、膨大な件数が発生する自動車税の還付手続において、還付に要する期間の短縮など納税者の利便性の向上に大きく資するものである。

特定個人情報であるマイナンバーの取扱いについては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下番号法という）」第19条において、その提供の制限が規定されており、この規定を道路運送車両法第22条第1項の「登録事項等証明書」においても適用した上で、番号法で規定する「個人番号利用事務実施者」、「個人番号関係事務実施者」以外の者に対しては「登録事項等証明書」上でマイナンバーを非表示にする等の対応により、回答で示された問題点である特定個人情報の漏洩に当たらないと解釈できるものであると考える。

よって、本提案について再度前向きに御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

国土交通省の窓口における自動車登録申請時に自動車税の課税という別の目的のためにマイナンバーを取得することや、自動車登録ファイルの管理に不必要なマイナンバーを保有することは、個人情報の取扱いを必要最小限とする観点からも適切ではないと考える。

なお、国土交通省としては、自動車登録手続の際、申請者は都道府県税事務所において自動車税を申告納付しているものと認識しているが、各自治体において課税事務上必要と判断される情報については、当該申告の際に取得することを御検討いただきたい。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

—